

毒物劇物営業者 マニュアル

毒物・劇物の取扱いは適正に！



○ 毒物劇物を販売又は授与の目的で製造若しくは輸入しようとするには、製造所若しくは営業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければなりません。

● 毒物劇物の製造には以下の行為が含まれます。

・原体^(※1)の製造 ・製剤^(※2)の製造 ・原体及び製剤の小分け

※1 原体とは：原則として化学的純品を指すが、製造過程等からくる不純物を含む場合や、純度に影響のない程度の香りを付けたり、着色したものは原体とみなす。

※2 製剤とは：①薬剤又はこれに類するもので、物質的機能を利用するもの

②希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの

③当該成分を利用する意図をもって調整されたもの

○ 毒物劇物を販売・授与（伝票販売を含む）するには、店舗ごとに都道府県知事等の登録を受けなければなりません。

一般販売業…すべての毒物・劇物を販売（授与）できる。

農薬用品目販売業…「規則別表第一」の品目のみ販売（授与）できる。

特定品目販売業…「規則別表第二」の品目のみ販売（授与）できる。

注) 法…毒物及び劇物取締法、令…同法施行令、規則…同法施行規則
毒物劇物営業者…毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者の総称

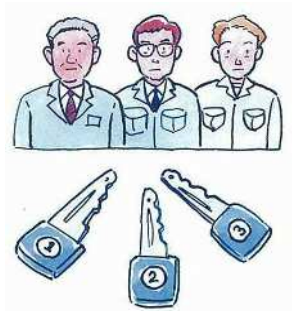
1 毒物劇物取扱責任者

法第7条、第8条

毒物劇物を直接取扱う毒物劇物営業者は、その店舗、製造所又は営業所(以下、「店舗等」という。)ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を設置し、届け出なければなりません。

○毒物劇物取扱責任者の資格

- ・薬剤師
- ・高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ・毒物劇物取扱者試験に合格した者



○責任者の管理・監督すべき事項

- ・貯蔵設備、陳列場所、運搬用具等の管理
- ・容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
- ・取扱状況(盗難・紛失防止、漏れ・流出等防止に必要な措置)の点検
- ・譲渡・交付手続の点検
- ・運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
- ・事故時の措置 等

2 製造所等の設備

規則第4条の4

毒物劇物の店舗等の設備基準は次のとおりです。

- 製造場所** 毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出、地下にしみ込むおそれのない構造であること
毒物劇物を含有する粉じん、蒸気、廃水の処理に要する設備、器具を備えていること
- 貯蔵場所** 毒物劇物をその他の物と区別して貯蔵すること
毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出るなどのおそれのないものであること
かぎをかける設備、又はその周囲に堅固なさくを設けること
- 陳列場所** かぎをかける設備があること
- 運搬用具** 毒物劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること

3 毒物劇物の取扱い

法第11条

①毒物劇物の盗難・紛失を防止するため、次の事項を実施してください。

- ・毒劇物を貯蔵、陳列する場所は、その他の物と明確に区別された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること
- ・毒劇物を貯蔵、陳列する場所は、敷地境界線から十分離すか一般の人が容易に近づけない措置を講じること
- ・毒劇物管理簿(受払簿)をつけ、授与の管理、在庫量の定期点検、使用量の把握を行うこと
- ・保管管理について、その体制、責任を明確にすること

②毒物劇物の漏えい、流出等を防止するため、次の事項を実施してください。

- ・貯蔵設備、作業場所は、毒物劇物の性質を踏まえた材質及び構造とすること
- ・保管庫が転倒したり、中の毒物劇物が転倒、落下しないよう震災対策を行うこと
- ・構造・設備基準に適合したタンクで毒物劇物を保管すること
 - ※ 固体以外(主に液体)の毒物劇物を貯蔵する場合は、昭和60年4月5日付け薬発第377号厚生省(当時)通知において、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」が定められています

③毒物劇物の容器に、飲食物の容器として通常使用されている物を使用してはいけません。

4 表示

法第12条、規則第11条の6

毒物劇物の貯蔵場所、販売・授与を行う毒物劇物の容器及び被包には、次の表示がされていなければなりません。

- 貯蔵設備** 「医薬用外」の文字及び毒物又は劇物
- 容器・被包** 「医薬用外」の文字及び **毒物** (赤地に白文字)
劇物 (白地に赤文字)
毒物劇物の名称、成分、含量、製造(輸入)業者の住所・氏名
その他、厚生労働省令で定める事項



5 譲渡の手続

法第 14 条

毒物劇物の譲渡(販売・授与)に際しては、次の手続が必要です。

○毒物劇物営業者へ譲渡する場合(譲渡の際に登録を持っていることを確認すること)

譲渡記録… 次の事項を書面に記載し、**5 年間**保存してください。

- 毒物劇物の名称及び数量
- 販売又は授与の年月日
- 譲受人の住所、氏名及び職業(法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地)

○毒物劇物営業者以外(ユーザーなど)へ譲渡する場合

(相手の身元・使用目的を確認し、相手の言動・購入量等に注意すること。)

譲受書…上記の事項を記載し、**押印又は署名した書面**の提出を受け **5 年間**保存してください。



6 交付の制限

法第 15 条、第 3 条の 4、規則第 12 条の 3

次の者には、毒物劇物を交付してはいけません。

- 18 歳未満の者
- 心身の障害により毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

次の引火性、発火性又は爆発性のある劇物については、身分証明書、運転免許証等の呈示により、交付を受ける者の住所・氏名の確認をしなければなりません。

交付した劇物の名称、交付年月日、交付を受けた者の住所・氏名を帳簿に記載し、**5 年間**保存してください。

- 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(30%以上含有するもの)
- 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(35%以上含有するもの)
- ナトリウム
- ピクリン酸



7 シンナー等の販売

法第 3 条の 3、第 24 条の 2

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する次の物については、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することの情を知って販売・授与することは禁止されています。

- トルエン…劇物
- 酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料(ただし、これらは劇物を含有するが、「劇物」ではない)

8 情報提供

法第 16 条、令第 40 条の 9、規則第 13 条の 10、第 13 条の 11、第 13 条の 12

毒物劇物を販売・授与するときは、譲受人に対し、当該毒物劇物の性状及び取扱いに関して、規則で定める内容の情報を文書の交付等の方法により、提供しなければなりません。ただし、次の場合は、情報提供を省略することができます。

- 既に当該譲受人に毒劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しているとき
- 1 回につき 200mg 以下の劇物を販売・授与するとき
- その他、厚生労働省令で定める場合

9 事故の際の措置

法第 17 条

取扱う毒物劇物について、事故が生じた場合は、**直ちに**次の措置を講じなければなりません。

飛散、流出、漏えい等

…保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる

盗難、紛失

…警察署に届け出る



10 廃棄

法第 15 条の 2、令第 40 条

毒物劇物を廃棄する場合の注意事項は次のとおりです。

- 廃棄の方法に関する技術上の基準に従って適正に廃棄すること(中和・加水分解・酸化・還元・希釈等で毒物劇物でない物とすること)
- 自己処理できない場合は、都道府県知事等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること
- その他の法令(水質汚濁防止法など)の規定する基準にも同時に適合していること

11 危害防止規定

※ 参考:「毒物劇物危害防止規定について」

(昭和 50 年 11 月 6 日付け薬安第 80 号・薬監第 134 号厚生省(当時)通知)

店舗等における毒劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するために、次の事項を記載した危害防止規定を作成してください。

- ① 毒物劇物の貯蔵、取扱い、設備の点検、事故の際の措置を行う者の職務及び組織に関すること
- ② 毒物劇物の貯蔵、取扱いに係る作業の方法に関すること
- ③ 毒物劇物の貯蔵、取扱いに係る設備の点検方法、整備、補修に関すること
- ④ 事故時の関係機関への通報、応急措置活動に関すること
- ⑤ 毒物劇物の貯蔵、取扱い、設備の保守、事故時の応急措置を行う者の教育訓練に関すること
- ⑥ その他、保健衛生上の危害防止のために遵守しなければならないこと



12 事務手続

※以下の申請・届出の各種様式は、[医薬安全課の Web ページ](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/dokugeki-shinsei.html)

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/dokugeki-shinsei.html>)に掲載しています。

- **新規登録** (法第 4 条第 2 項、第 4 条の 2)
毒物劇物を製造、輸入又は販売・授与しようとするときは、**あらかじめ**毒物劇物製造業、輸入業又は販売業の登録を店舗等ごとに申請すること
(毒物劇物販売業は、販売品目により一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業の申請をすること)
- **登録の取り直し** (法第 4 条第 2 項)
製造所、営業所又は店舗の移転の場合や営業者の変更(法人化、親から子への相続、別会社への移譲等)の場合は、必ず移転又は変更前先立ち、**あらかじめ**新たに登録申請し、無登録営業をしないこと
- **登録の変更** (法第 9 条) (注:「変更届」とは別の手続です)
毒物劇物製造業、輸入業の登録業者が、登録を受けた品目以外の毒物劇物を製造又は輸入しようとするときは、**あらかじめ**登録の変更を申請すること
- **登録更新** (法第 4 条第 3 項)
毒物劇物製造業又は輸入業の登録は **5 年**ごと、販売業の登録は **6 年**ごとの有効期間満了日の **1 か月前まで**に、登録票を添付して申請すること
- **変更届** (法第 10 条第 1 項)
営業者の氏名又は住所(法人の場合は、その名称又は主たる事務所の所在地)、製造所、営業所又は店舗の名称、構造設備、登録に係る毒物劇物の品目(毒物劇物製造業、輸入業の登録業者が当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る)の変更については、変更後 **30 日以内**に届け出ること
- **毒物劇物取扱責任者設置届、同変更届** (法第 7 条第 3 項)
責任者を新たに設置又は変更した場合は、設置(変更)後 **30 日以内**に届け出ること
- **登録票書換え交付申請、同再交付申請** (令第 35 条、第 36 条)
登録票の記載事項に変更を生じたときは書換え交付を、登録票を破り、汚し、又は失ったときは再交付を申請することができる
- **廃止届** (法第 10 条第 1 項)
営業を廃止した場合は、廃止後 **30 日以内**に、登録票を添付して届け出ること
- **特定毒物所有品目及び数量届** (法第 21 条第 1 項)
営業を廃止したとき、現に所有する特定毒物があれば、廃止後 **15 日以内**に届け出ること

毒物劇物の事務手続・取扱い等についてのご相談は、下記窓口へお問い合わせください。
ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市内に店舗のある毒物劇物販売業者については各市の保健所等にお問い合わせください。

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 (052)-954-6305(ダイヤルイン)

瀬戸保健所	0561-82-2197	知多保健所	0562-32-6211
豊明保健分室	0562-92-9133	衣浦東部保健所	0566-21-4797
春日井保健所	0568-31-2189	安城保健分室	0566-75-7441
小牧保健分室	0568-77-3241	みよし駐在	0561-34-4811
江南保健所	0587-56-2157	西尾保健所	0563-56-5241
清須保健所	052-401-2100	新城保健所	0536-22-2204
稲沢保健分室	0587-21-2251	設楽出張窓口	0536-62-0571
津島保健所	0567-26-4137	豊川保健所	0533-86-3177
半田保健所	0569-21-3342	蒲郡保健分室	0533-69-3156
美浜駐在	0569-82-0078	田原保健分室	0531-22-1238

令和 7 年度作成